

【第1号議案】

「全国水土里ネット女性の会」会則

(名 称)

第1条 この会は「全国水土里ネット女性の会」と称する。

(目 的)

第2条 この会は、会員相互の親睦と水土里ネットの業務に携わる女性のネットワークを広げ、情報の共有化や連携の強化を図るとともに研修会等への参加による自己研鑽により知識やスキルの向上に努めることで、女性が土地改良事業の中核を担える環境作りを進めることを目的とする。

(活動内容)

第3条 この会は第2条の目的を達成するため、全国水土里ネットと都道府県水土里ネット女性の会等が一体となり、以下の活動を行う。

- (1) 会員の知識やスキル向上のための研修会や現地視察の開催
- (2) この会の活動成果や女性の活躍事例の情報発信
- (3) その他、この会の目的を達成するために必要な活動の推進

(会 員)

第4条 この会の会員は、第2条の目的に賛同する都道府県水土里ネット及び都道府県水土里ネット内の各地域における水土里ネットに在席する女性職員とする。なお、女性の会を設立している都道府県水土里ネットにあっては、女性の会の会員を会員とする。なお、第2条の目的に賛同する全国水土里ネットや都道府県水土里ネット男性役職員の参加も妨げない。

(役 員)

第5条 この会の運営にあたり、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- 2 役員は、女性の会において互選とする。
- 3 役員の任期は、原則として2年とする。ただし、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ定めた順位に従いその職務を代理又は代行する。

(役員の仕事)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない

- 2 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第8条 この会の業務の運営を適切に行うため、必要があるときは顧問及び相談役を若干人置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応ずる。

(総 会)

第9条 定期総会は、毎年度1回会長がこれを招集する。

- 2 臨時総会は、必要と認められたとき会長がこれを招集する。
- 3 総会の議長は、会長があたる。会長に事故あるときは、副会長がこれにあたる。
- 4 総会の議事は、出席会員の過半数をもってこれを決する。
- 5 総会に付議する事項は、次のものとする。
 - (1) 会則に定めた事項
 - (2) 会則の変更に関する事項
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (4) その他運営に関して必要と認めた事項

(事務局)

第10条 この会の事務局を全国水土里ネット広報センター内におく。

(雑 則)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長がこれを定める。

附 則 本会則は、令和元年12月10日より施行する。
水土里ネット広報女性部会の会則（H29.6.27施行）は廃止する。